

## 議案第10号

職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の制定について  
職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和3年9月15日提出

大網白里市長 金坂 昌典

### 職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

職員の特殊勤務手当に関する条例（昭和37年条例第4号）の一部を次のように改正する。

第3条第11項中「理学療法士」を「理学療法士、作業療法士」に改める。

第7条中「関して」を「関し」に改める。

附則第4項中「職員」の次に「（次項において「職員」という。）」を加える。

附則第5項を次のように改める。

5 前項に規定する感染症対応手当の額は、次の各号に掲げる業務の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

(1) あらかじめ指定する職員が行う新型コロナウイルス感染症の入院患者に接する業務 日額6,000円

(2) 患者等（新型コロナウイルス感染症の入院患者を除く。）に長時間接する業務又は前号に規定する職員以外の職員が行う患者等の身体に接触する業務 日額4,000円

(3) 前各号に掲げる業務以外の感染症対応業務 日額3,000円

別表保健衛生事務に従事する職員の特殊勤務手当の項放射線取扱作業手当の目中「第3条第8項第2号」を「第3条第9項第2号」に改め、同項機能訓練作業手当の目中「理学療法士 言語聴覚士」を「理学療法士 作業療法士 言語聴覚士」に改める。

### 附 則

この条例は、令和3年10月1日から施行する。ただし、附則第4項及び第5項の改正規定は、同年9月1日から適用する。